

質 疑 回 答 書

成 整 第 2 3 2 号
平成 2 2 年 8 月 2 4 日

各 位

J R 成 田 駅 東 口 第 二 種 市 街 地 再 開 発 事 業

施 行 者 成 田 市

代 表 者 成 田 市 長 小 泉 一 成



J R 成 田 駅 東 口 第 二 種 市 街 地 再 開 発 事 業 A 街 区 建 設 業 務 代 行 者 募 集 要 項 に 係 る 質 疑 に つ い て、平成 2 2 年 8 月 1 6 日 から 8 月 2 0 日 ま で 受 付 し た と ころ、「参 加 登 録 申 請 書 作 成 に 関 す る 質 疑」が あ っ た の で、下 記 の と お り 回 答 し ま す。な お「事 業 提 案 書 等 作 成 に 関 す る 質 疑」の 回 答 は、参 加 登 録 さ れ た 者 全 員 に 後 日 通 知 し ま す。

記

質 疑	回 答
住宅については賃貸は不可という認識でよい か。	賃貸は不可である。
駐車駐輪場について特定事業参加者が取得できる 可能性があると考えて良いか。	そのように考えて良い。希望があれば事業提案 の中でその旨提案して良い。
支払い条件について ・工事請負代金の支払い条件について ・特定事業参加者から成田市へ対する取得床 代金の支払い条件	・工事請負代金の支払いについては、成田市建 設工事請負契約約款に基づき前金払4/10、 部分払2回以内(各年度)、年度末出来高払(ま たは完成払)を基本とし、協議により定める。 ・取得床代金は、前項の工事請負代金の支払い 条件で、取得床価格に相当する代金を立替えな い範囲で引渡しまでの期間内に納付することを 基本とし、協議により定める。